

■本補助金の概要について

質問	回答
特別高圧電力とはどういったものですか。	特別高圧とは供給電圧が 7,000Vを超える電力 です。 特別高圧を受電されているかどうかは、テナント管理会社へご確認ください。なお、特別高圧で受電している施設は、自社で受変電設備を設置し、電気主任技術者を配置して、定期保安点検を実施しています。
低圧・高圧電力を契約していますが、今回の補助金の対象になりますか。	電力価格高騰を受けて、国が低圧・高圧の電気料金については、2023年1月から既に補助を行っているため補助対象外です。
令和6年6月以降の補助について教えてください。	国の低圧・高圧の支援が令和6年5月利用分までで終了することから、 令和6年5月までの補助 としています。
補助単価の考え方について教えてください。	国が支援している、高圧電力と同額の補助単価として、 令和5年10月～令和6年4月までは1kWhあたり1.8円、令和6年5月は0.9円 としています。
補助金額の算出方法を教えてください。	補助対象期間の電力使用量に補助単価を乗じた額を年度ごとに計算し、それぞれ千円未満の端数を切り捨て、両年度を合算した額です。 補助単価は1kWhあたり、 令和5年10月～令和6年4月までは1kWhあたり1.8円、令和6年5月は0.9円 となります。 詳しくは、申請要領をご覧ください。
補助金の申請金額に上限はありますか。	申請金額に上限はありません。
申請受付期間を教えてください。	令和6年7月10日から令和6年9月30日（当日消印有効） までです。
大企業及びみなし大企業はなぜ補助対象外になるのですか。	国からの要請内容及び国から得られる交付金が限られることを踏まえ、経営基盤の弱いとされる中小企業者のみ対象としています。ご理解いただきますようお願いいたします。

■ 補助対象について

質問	回答
自社がみなし大企業に該当するかどうか確認をしたいです。	ホームページの「みなし大企業チェックリスト」及び「中小企業チェックリスト」をご活用ください。
個人事業主ですが、事業規模に関する決まりはありますか。	個人事業主は、常時使用する従業員数が業種ごとに一定数以下の場合、中小企業者となります。詳しくは、別添「中小企業チェックリスト」をご活用ください。
岐阜県内に事業所がありますが、本社は岐阜県外にあります。この補助金の交付対象となるのでしょうか。	岐阜県内に対象事業所を有する事業者であれば、法人の本社所在地に関わらず、岐阜県内の対象事業所分の電気使用量が補助対象となります。また、個人事業主についても、岐阜県内に対象事業所を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。
岐阜県内に本社や複数の事業所がありますが、特別高圧電力を受電している施設に入居している事業所は県外にあります。補助対象となりますか。	補助対象にはなりません。 岐阜県内で特別高圧電力を受電している施設に入居している事業所が補助対象です。
本社が岐阜県外にあり、県内と県外に複数の事業所があります。他県の特別高圧電力価格高騰に係る補助金（交付金）を受給している場合は、県内の事業所について、本補助金の対象となりますか。	他都道府県にある事業所が、他都道府県の特別高圧電力価格高騰に係る補助金（交付金）を受給しているかどうかに関わらず、岐阜県内の事業所が本補助金の要件を満たしていれば対象となります。なお、県外の事業所は本補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。
イベント開催などで特別高圧電力を使用した場合も補助の対象になりますか。	岐阜県内で特別高圧電力を受電している施設に入居している中小企業者が対象となりますので、イベント開催については補助対象外となります。
大型商業施設にテナントとして入居していますが、特別高圧電力を利用しているかわかりません。どのように確認すればよいですか。	ホームページにある「申請要領」に入居施設が掲載されていない場合は、テナント管理者にお問い合わせください。
起業して間もないのですが、申請はできますか。	令和5年10月～令和6年5月の期間に、岐阜県内で特別高圧電力を受電している商業施設等に入居している中小企業者であれば、申請は可能です。
令和5年10月～令和6年5月の途中から特別高圧電力を契約している商業施設に入居した場合、補助対象となりますか。	対象期間の途中からの場合であっても、補助対象期間中に、特別高圧電力の使用実績があれば補助の対象となります。
令和5年12月までは営業していましたが、現在は閉店しています。この場合も申請できますか。	令和5年10月～令和6年5月の期間の電力使用量が証明できれば補助対象となります。

倒産、廃業はしていませんが、現在事業を停止しています。補助金の交付対象となりますか。	令和5年10月～令和6年5月の電力使用量が証明できれば補助対象となります。基本料金のみで、使用実績がない場合は対象外です。
特別高圧の契約はしていますが、令和5年10月～令和6年5月は電気の使用がなく、基本料金しか発生していない場合でも申請できますか。	本補助金は、電力の使用実績（使用量）に応じて補助金額を算定するものであることから、使用実績がない場合は対象外です。
マンションの下層階にテナントとして入居しています。マンション自体は特別高圧契約をしており、マンションの管理会社に電気料金を払っている場合、対象になりますか。	対象となりますが、テナント分の電力使用量やマンション自体が特別高圧契約であることを確認できる書類が必要です。
前回申請をしていませんが、今回申請することは可能ですか。	申請可能です。
前回申請していませんが、今回の申請で前回分をまとめて申請は可能ですか。	まとめて申請はできません。 令和5年1月～9月電力使用分については、申請期間が終了しています。

■ 申請方法、内容について

質問	回答
県内に複数の事業所（店舗）がありますが、事業所単位での申請は可能でしょうか。	事業所（店舗）単位でなく、事業者として一括で申請してください。原則、 各事業者（会社など）につき1回のみの申請 です。
不交付となるのはどのような場合でしょうか。	申請要件を満たしていない場合や、申請受付期間内に提出されなかった場合は不交付となります。詳しくは、「申請要領」をご覧ください。
代表者が変更になりました。再度申請をし直した方がよいでしょうか。	申請をし直す必要はありませんが、代表者変更の旨、申立書（任意様式）を提出していただく必要があります。
メールアドレスを持っていません。申請書の「メールアドレス」欄は空欄としてよいでしょうか。	メールアドレスがない場合は空欄で構いませんが、「電話番号」欄に、平日の午前8時半から午後5時15分に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
申請者と口座名義人は異なっていてもよいですか。	申請者と振込先の口座名義は同一人物である必要があります。
代表者が令和5年10月～令和6年5月の間に亡くなっており、領収書等は前の代表者名になっているものがありますが、代表者名はどうしたらよいでしょうか。	申請時点の代表者名をご記載 ください。申請事業者が法人の場合、領収書等から同一企業であることを確認いたします。 申請事業者が個人事業主の場合は、前代表者との関係性がわかるものを、任意の様式でご提出いただく必要があります。屋号の記載がない場合は、申請者と前代表者の関係性が分かる公的書類（戸籍謄本・戸籍抄本等）を併せて提出してください。
従業員数に記載する従業員の定義を教えてください。	中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の人数を記入してください。

■ 提出書類について

質問	回答
申請の際、具体的にどのような書類を提出すればよいですか。	ホームページの「申請要領」を参照ください。
電力使用実績の根拠書類がインターネットでしか確認できません。どのようにすればよいですか。	対象期間の各月毎の使用量、申請者名（または事業者名）がわかる状態でダウンロードもしくはスクリーンショットしたデータを紙に印刷して添付書類としてください。
申請書に押印欄が設けられていませんが、押印は必要ですか。	押印は必要ありません。
振込先口座が当座の場合、振込先口座がわかるものとして、通帳やキャッシュカードのコピー以外で「当座勘定照合表」は有効でしょうか。	「金融機関名」、「支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義カナ」が確認できれば有効です。
ネットバンキングのため通帳を保有していません。何を提出したらよいですか。	「金融機関名・支店名」「口座名義（フリガナ）」「口座種別」「口座番号」が確認できるページの画像キャプチャーを印刷して添付書類としてください。
銀行口座通帳にカタカナの口座名義が書いてありません。どうしたらよいでしょうか。	一般的には、通帳の表紙の次の頁にカタカナの口座名義が記載されています。通帳の表紙とあわせて当該ページの写しも提出してください。 当座の場合は、小切手や手形の表紙にカタカナの口座名義が書かれています。通帳の表紙とあわせて当該ページの写しも提出してください。
履歴事項全部証明書は、コピーでもよいですか。	コピーでは受付できませんので、ご理解ください。
履歴事項全部証明書は、記載内容に変更がなければ、発行日が古いものでもよいですか。	最新の情報であることの確認をする必要がありますので、必ず 3か月以内に発行されたもの（コピー不可） を提出してください。
口座振込依頼書兼債権者登録票を以前県へ提出したことがあります。今回再度提出の必要はありますか。	前回申請時の提出し、内容に変更がない場合は、提出不要です。 その他、前回申請された方については、提出が省略できる書類がありますので、申請要領を確認ください。 なお、それ以前に県へ提出したことがあっても、本補助金の申請が今回初めてとなる方は、お手数ですが再度提出をお願いします。
テナント管理会社から送られてきた請求書や検針票を失くしてしまいました。どうすればよいですか？	テナント管理会社へお問合せいただき、電力使用量の分かる書類を添付のうえ、申請してください。

■ 申請に関する照会、対応について

質問	回答
既に申請をしています。審査の進捗状況を教えてください。	大変申し訳ございませんが、個別の審査の進捗状況についてはお答え出来かねます。 順番に審査を行っておりますので、今しばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。
申請期間が終了してしまいましたが、受け付けてもらえますか。	未申請の場合、恐れ入りますが、受け付けることはできません。 ただし、期間内に提出された申請の不備返戻による再提出は受付可能です。

■ 補助金の受け取りについて

質問	回答
振込日を指定することは可能ですか。	振込日の指定はできません。
申請金額どおりに交付されますか。	申請に不備がなければ、申請金額のとおり交付されます。申請に不備がある場合は、申請内容の修正を依頼します。
口座振込以外の受け取りは可能ですか。	口座振込以外に受け取りはできません。ご指定の口座に岐阜県よりお振込みします。
複数口座に分けて補助金を受け取ることはできませんか。	複数口座に分けて補助金を受け取ることはできません。
一度交付された補助金が取り消しになる場合がありますか。	虚偽および不正が判明した場合などは、交付決定を取り消す場合がございます。その場合、補助金の返還および加算金の支払いをしていただく可能性があります。